

対象期間延長しました！

砂川市民・砂川市内事業所限定

ETC車載器搭載促進補助金

～ETC車載器購入費の一部を補助します～

砂川市では、平成27年8月に開通しました「砂川SAスマートインターチェンジ」の利用促進を図るため、対象期間を延長し、ETC車載器の搭載に係る費用の一部を補助いたします。

補助制度概要

【対象期間】

平成27年1月1日から平成29年3月31日まで

【対象者】

- ① 砂川市に住民登録を有する方で市税の滞納がない方
 - ② 砂川市に事務所又は事業所を有する法人で市税の滞納がない法人
- 上記①、②に該当する方が所有又は使用する全長12メートル以下の自動車

【対象経費】

上記対象期間内にETC車載器を搭載した費用（本体購入費、取付け費、セットアップ料を含む）

【補助金額】

対象経費の3分の1以内の額（上限額5,000円）

【申請に必要なもの】

印鑑、領収書又は販売証明書、搭載した車両の車検証の写し、セットアップ証明書の写し

【申請場所】

砂川市役所 2階 政策調整課

建設位置図



お問い合わせ

砂川市総務部政策調整課

電話：0125-54-2121（内線377）